

仕 様 書

1. 件名

高専海外展開事業実施に係る調査業務 一式

2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）は、平成28年度より実施している「高専教育展開事業」のさらなる推進のために、以下「3 対象国」において、今後、高専教育展開事業を実施するにあたり必要な、現地企業の人材ニーズ、産業人材育成に係る教育セクターにおける現状と課題の整理分析及び高専教育の展開可能性及び具体的方法を検討・提案することを目的とする。

3 対象国

モンゴル、ASEAN諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、インド、スリランカ

4. 請負期間

契約日～平成29年3月24日

5. 業務の内容及び工程

調査の内容及び工程等は、以下のとおり実施すること。

(1) 業務計画書（和文）を作成する。

(2) 価値分析

ア 既存の文献のレビュー等により、高専システムの価値分析を行う。

イ 既存の文献のレビュー等により、現地教育・産業セクターの現状調査（関係省庁、工学系高等教育機関、技術教育機関の概要とエンジニアのステータス、産業ニーズ、キャリアパス、学力レベルとボリューム等）を行い、現地産業セクターが望む産業人材の価値、他の教育機関が提供できる価値の分析を行う（対象国すべて）。

ウ 以上ア及びイより高専教育のバリュープロポジションの提案を行う（対象国すべて）。

(3) インデックス作成・分析（対象国すべて）

ア 既存の文献のレビュー等により、対象国及び地域の産業構造や人口動態など客観的データを収集整理する。

イ 収集したデータ及び価値分析にもとづき、既存のインデックス及び客観的指標（例えば1人当たりのGDP、輸出港の有無、基礎教育の充実度など）を組み合わせて、高専教育展開事業に有用なインデックスを作成する。

ウ 作成したインデックスにより対象国を分析する。

(4) 評価及び仮説の設定（対象国すべて）

以上（2）（3）の分析等を総合して、高専展開可能性に関する評価及び仮説の設定を行う（例えば、価値分析によれば高専の進出余地はあるが、インデックス分析では経

済的規模が小さすぎるため適さない、など)。

(5) 現地での仮説検証作業及びその結果を踏まえた提言 (2カ国)

ア 現地検証作業等の対象国は、「3 対象国」にあげたもののうち、以下の①及び②に掲げる国とする。

①タイ

②インドネシア

イ 対象国の産業人材育成に係る関係省庁、工学系高等教育機関、技術教育機関、企業等、学生の学力について現地で(2)～(4)で設定した仮説、指標、評価等の補強・裏付けを行うとともに、カウンターパートの提案を含め、バリュープロポジションを提供するための総合的・具体的なアクションを提言する。

ウ 現地検証作業を行う際は、高専機構職員が同行する場合もあるので、事前にその期間・対象者・質問項目等を高専機構と協議すること

6. 成果物等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務計画書

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結後15日以内

部 数：和文3部(簡易製本)及び電子データ

(2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果(ドラフト)

提出時期：平成29年2月下旬

部 数：和文・英文各3部(簡易製本)及び電子データ

(3) ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果(最終成果物)

提出時期：平成29年3月下旬

部 数：和文・英文各30部(要約版、製本)及び電子データ

(4) その他の提出物

ア 契約期間中に作成した資料、データ及びリスト一式を提出すること。

イ 先方政府や関係機関との協議概要を協議議事録(Minutes of Meeting)にとりまとめ、速やかに高専機構に提出すること。

(5) その他報告書作成にあたっての留意事項

ア 各調査報告書は、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ 各調査報告書は、その内容の要点を記載した要約を添付すること。

ウ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、当該分野の経験・知識を持つネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。

エ 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

7. 知的財産権

成果物に関する一切の知的財産権については、独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属する。また、請負者は著作者人格権を行使しないこととする。

8. 機密保持

- (1) 受注により知り得た全ての情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。なお、正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (2) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

9. 損害賠償

受注者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合及び成果物について第三者の知的財産権を侵害する恐れが生じた場合には、機構は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

10. 再委託などの禁止

受注者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部として第三者委託をする場合は、機構の承認を得た上で行うこと。

11. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。

12. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構と協議の上、実施するものとする。